

令和元年12月3日

令和元年鳥羽市議会会議  
提出議案

鳥羽市長

令和元年12月3日会議提出議案一覧表

|        |   |     |    |
|--------|---|-----|----|
| 議案第49号 | 令和元年度鳥羽市一般会計補正予算（第9号）                             | ・・・ | 別冊 |
| 議案第50号 | 令和元年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）                     | ・・・ | 別冊 |
| 議案第51号 | 令和元年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）                       | ・・・ | 別冊 |
| 議案第52号 | 令和元年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第1号）                       | ・・・ | 別冊 |
| 議案第53号 | 令和元年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）                | ・・・ | 別冊 |
| 議案第54号 | 令和元年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                      | ・・・ | 別冊 |
| 議案第55号 | 令和元年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）                           | ・・・ | 別冊 |
| 議案第56号 | 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について                 | ・・・ | 1  |
| 議案第57号 | 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について                | ・・・ | 14 |
| 議案第58号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | ・・・ | 16 |
| 議案第59号 | 鳥羽市職員給与条例の一部改正について                                | ・・・ | 21 |
| 議案第60号 | 鳥羽市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について                         | ・・・ | 34 |
| 議案第61号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について                          | ・・・ | 36 |
| 報告第8号  | 専決処分した事件の報告について<br>（令和元年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号））        | ・・・ | 38 |

議案第56号

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について  
鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年12月 3日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めたく、本提案とするものである。

## 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めることを目的とする。

### (給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当をいい、同項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

### (フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月額で定めるものとし、その職務の内容と責任に応じ、鳥羽市職員給与条例（昭和31年条例第14号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、給与条例の適用を受ける職員として給与条例第2条の規定を適用した場合にその者に適用される給料表のその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額（第16条において「上限額」という。）を超えない範囲内において規則で定める。

### (フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第4条 給与条例第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

### (フルタイム会計年度任用職員の就職又は離職の場合の給料)

第5条 給与条例第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及

び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額支給)

第6条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間に勤務しないときは、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（当該フルタイム会計年度任用職員について定められた代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（当該フルタイム会計年度任用職員について定められた代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 給与条例第30条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第8条 給与条例第33条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、「第36条」とあるのは「第11条」と、同条第2項中「勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り

振られた」とあるのは「あらかじめ当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた」と、「第36条」とあるのは「第11条」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「第36条」とあるのは「第11条」と、同条第5項中「勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「第36条」とあるのは「第11条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第9条 給与条例第34条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「、正規の勤務時間」とあるのは「、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と、「第36条」とあるのは「第11条」と、同条第3項中「勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員」とあるのは「毎日曜日を週休日と定められているフルタイム会計年度任用職員」と、「勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律による休日」と、「勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第10条 給与条例第35条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「第36条」とあるのは「第11条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第11条 第6条並びに第8条により準用する給与条例第33条、第9条により準用する給与条例第34条及び前条により準用する給与条例第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に当たっては、給与条例第36条の規定を準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間の計算)

第12条 給与条例第40条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 給与条例第43条から第43条の3まで(第43条第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

4 第25条第1項に規定する規則で定める者である期間は、第1項の規定により準用する給与条例第43条第2項に規定する在職期間に含めないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の退職手当)

第14条 フルタイム会計年度任用職員として勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続きフルタイム会計年度任用職員として勤務することとされているものについては、鳥羽市職員の退職手当に関する条例(昭和38年条例第1号)第2条に規定する職員とみなして同条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続して退職した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数計算)

第15条 この条例に規定するフルタイム会計年度任用職員の給与の支給に当たって1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第8条の規定により準用する給与条例第33条、第9条の規定により準用する給与条例第34条及び第10条の規定により準用する給与条例第35条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算出する場合には、前項の規定にかかわらず、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第16条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額(時間を単位とする額をいう。以下同じ。)で定めるものとし、その職務の内容と責任に応じ、給与条例の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性並びに勤務日数及び勤務時間数を考慮して、上限額を超えない範囲内において規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第17条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員の報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員の報酬は、規則で定める計算期間におけるその者の勤務日数及び勤務時間数に応じて規則で定める期日に支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の就職又は離職の場合の報酬)

第18条 給与条例第7条の規定は、月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。



(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額支給)

第19条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間に勤務しないときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間に勤務しないときは、当該パートタイム会計年度任用職員について有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第20条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外に勤務した時間のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務あつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ当該パートタイム会計年度任用職員について割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。
- 3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（第1項ただし書に規定する割合を乗じることとなる時間を除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。
- 4 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務に係る報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、正規の勤務時間外に勤務した時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前

の正規の勤務時間を超えてした勤務の時にあっては100分の50から第2項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務に係る報酬を支給することを要しない。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第21条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務した時間1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、前項に規定する報酬は支給しない。

3 前2項の休日とは、祝日法による休日等（毎日曜日を週休日と定められているパートタイム会計年度任用職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日に当たるときは、規則で定める日）及び年末年始の休日等をいう。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第22条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第23条 前4条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 報酬の月額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められたその年度の所定労働時間で除して得た額

(2) 日額による報酬 報酬の日額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 その報酬額

(パートタイム会計年度任用職員の時間の計算)

第24条 給与条例第40条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「時間外勤務手当」とあるのは「時間外勤務に係る報酬」と、「休日勤務手当」とあるのは「休日勤務に係る報酬」と、「夜間勤務手当」とあるのは「夜間勤務に係る報酬」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第25条 給与条例第43条から第43条の3まで（第43条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）について準用する。この場合において、同条例第43条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日現在においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として規則で定める額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

4 第1項に規定する規則で定める者である期間は、同項の規定により準用する給与条例第43条第2項に規定する在職期間に含めないものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算)

第26条 この条例に規定するパートタイム会計年度任用職員の報酬の支給に当たって1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第19条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第20条から第22条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬の額を算出する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例(昭和37年条例第5号。以下「通勤手当条例」という。)第1条各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、通勤手当条例第1条第2項から第6項までの規定の例による。

3 日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納に関し必要な事項は規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、鳥羽市職員等の旅費に関する条例(昭和41年条例第5号)の例による。

(会計年度任用職員の給与の特例)

第29条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、これらの規定による給与により難しい職として任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、市長の承認を得て任命権者が別に定めることができる。

(会計年度任用職員の給与の口座振替)

第30条 給与条例第49条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第31条 給与条例第50条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(規則への委任)

第32条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年6月に支給する期末手当にかかる在職期間の特例)

2 この条例の施行日の前日において、法第17条第1項の規定に基づく任用を行われていた者(鳥羽市嘱託職員取扱要綱(平成15年告示第22号)に規定する嘱託職員をいう。)並びに地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の地方公務員法(以下「旧地公法」という。)第3条第3項第3号の規定に基づく特別職として任命されていた者及び旧地公法第22条第5項の規定に基づく臨時的任用を行われていた者に係る令和元年12月2日以降当該日までの引き続いた当該職としての在職期間については、第13条及び第25条において準用する給与条例第43条第2項に規定する在職期間に通算することができる。

(期末手当に関する経過措置)

3 第13条及び第25条において準用する給与条例第43条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは「100分の120」と、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは「100分の125」とする。

(退職手当の特例)

4 第14条に規定する者以外のフルタイム会計年度任用職員の同条に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同条のフルタイム会計年度任用職員とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、その者に対する鳥羽市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当

の額の100分の50に相当する金額とする。

議案第 57 号

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 3 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設に伴い、語学指導等を行う外国青年の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正したく、本提案とするものである。



## 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例

語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例（平成12年条例第5号）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、鳥羽市において語学指導等を行う外国青年（以下「外国青年」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。

### （報酬）

第2条 外国青年の報酬の額は、年額396万円の範囲内とし、任命権者が市長と協議して定める。

2 外国青年には、期末手当は支給しない。

3 外国青年が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数の報酬を支給しない。

4 前項に規定するもののほか、外国青年の報酬の支給方法については、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）の適用を受ける職員の例による。

### （費用弁償）

第3条 外国青年が鳥羽市職員の通勤手当支給に関する条例（昭和37年条例第5号）第1条第2項から第6項に定める通勤手当の支給条件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 外国青年が職務のために旅行したときは、鳥羽市職員等の旅費に関する条例（昭和41年条例第5号）の適用を受ける職員の例により、その費用を弁償する。

### （委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第58号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例  
の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整  
備に関する条例を次のように定める。

令和元年12月 3日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用  
職員制度の創設に伴い、関係条例について所要の改正をいたく、本提案とするも  
のである。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(鳥羽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 鳥羽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(鳥羽市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥羽市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成19年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(鳥羽市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 鳥羽市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の月額と暫定手当の月額との合計額」を「給料及びこれに対する地域手当(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、これらに相当する報酬をいう。)の合計額」に改める。

(鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 鳥羽市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を

次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第23条に次の2項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「鳥羽市職員給与条例第11条」とあるのは「鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第号）第19条第1項及び第2項」と、「鳥羽市職員給与条例第36条」とあるのは「鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第23条」と、「給与額」とあるのは「報酬額」とする。

3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「鳥羽市職員給与条例第11条」とあるのは「鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第6条」と、「鳥羽市職員給与条例第36条」とあるのは「鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条」とする。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第6条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

（5） 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「非常勤の職員」を「特別職の非常勤職員」に改める。

別表中「

|                    |            |   |
|--------------------|------------|---|
| 補充員で臨時に充てられた選挙管理委員 | 日額 6,100円  | 同 |
| 公民館長（常勤のものを除く。）    | 年額 34,000円 | 同 |
| 公民館主事              | 年額 23,200円 | 同 |
| 菅島コミュニティアリーナ館長     | 年額 34,000円 | 同 |
| 農村婦人の家館長           | 年額 34,000円 | 同 |

」を「

|                    |           |   |
|--------------------|-----------|---|
| 補充員で臨時に充てられた選挙管理委員 | 日額 6,100円 | 同 |
|--------------------|-----------|---|

」に、「

|         |                                   |   |
|---------|-----------------------------------|---|
| 社会教育指導員 | 月額 100,000円<br>(人権担当)<br>145,000円 | 同 |
|---------|-----------------------------------|---|

」を「

|           |           |   |
|-----------|-----------|---|
| 学校評議員     | 年額 3,000円 | 同 |
| 学校運営協議会委員 | 年額 5,000円 | 同 |

」に、「非常勤職員」を「特別職の非常勤職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第6条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第59号

鳥羽市職員給与条例の一部改正について

鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月 3日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等に基づき、本市職員の給与改正を行うとともに、会計年度任用職員制度の創設に伴い所要の改正をいたすべく、本提案とするものである。

鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 鳥羽市職員給与条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第43条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第44条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の112.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）」を加える。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

行政職給料表

| 職員の<br>区分              | 職務<br>の級<br>号給 | 1級    | 2級    | 3級    | 4級    | 5級    | 6級    |
|------------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                        |                | 給料月額  | 給料月額  | 給料月額  | 給料月額  | 給料月額  | 給料月額  |
| 再任用<br>職員以<br>外の職<br>員 |                | 百円    | 百円    | 百円    | 百円    | 百円    | 百円    |
|                        | 1              | 1,461 | 1,955 | 2,315 | 2,642 | 2,897 | 3,192 |
|                        | 2              | 1,472 | 1,973 | 2,331 | 2,660 | 2,919 | 3,214 |
|                        | 3              | 1,484 | 1,991 | 2,346 | 2,678 | 2,940 | 3,237 |
|                        | 4              | 1,495 | 2,009 | 2,362 | 2,699 | 2,960 | 3,259 |
|                        | 5              | 1,506 | 2,024 | 2,376 | 2,716 | 2,979 | 3,281 |
|                        | 6              | 1,517 | 2,042 | 2,393 | 2,734 | 3,000 | 3,301 |
|                        | 7              | 1,528 | 2,060 | 2,408 | 2,752 | 3,022 | 3,323 |
|                        | 8              | 1,539 | 2,078 | 2,424 | 2,772 | 3,042 | 3,345 |
|                        | 9              | 1,549 | 2,094 | 2,435 | 2,792 | 3,061 | 3,364 |
|                        | 10             | 1,563 | 2,112 | 2,450 | 2,812 | 3,084 | 3,386 |
| 11                     | 1,576          | 2,130 | 2,466 | 2,831 | 3,106 | 3,406 |       |



|    |        |        |        |        |        |        |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 12 | 1, 589 | 2, 148 | 2, 479 | 2, 850 | 3, 129 | 3, 428 |
| 13 | 1, 601 | 2, 162 | 2, 494 | 2, 870 | 3, 150 | 3, 446 |
| 14 | 1, 616 | 2, 180 | 2, 508 | 2, 889 | 3, 171 | 3, 466 |
| 15 | 1, 631 | 2, 197 | 2, 521 | 2, 908 | 3, 193 | 3, 486 |
| 16 | 1, 647 | 2, 215 | 2, 535 | 2, 926 | 3, 214 | 3, 506 |
| 17 | 1, 659 | 2, 232 | 2, 550 | 2, 944 | 3, 233 | 3, 523 |
| 18 | 1, 674 | 2, 249 | 2, 565 | 2, 964 | 3, 253 | 3, 543 |
| 19 | 1, 689 | 2, 265 | 2, 582 | 2, 985 | 3, 273 | 3, 561 |
| 20 | 1, 704 | 2, 281 | 2, 600 | 3, 005 | 3, 293 | 3, 580 |
| 21 | 1, 717 | 2, 295 | 2, 616 | 3, 024 | 3, 310 | 3, 599 |
| 22 | 1, 744 | 2, 312 | 2, 633 | 3, 045 | 3, 331 | 3, 618 |
| 23 | 1, 770 | 2, 328 | 2, 649 | 3, 065 | 3, 351 | 3, 638 |
| 24 | 1, 796 | 2, 344 | 2, 665 | 3, 086 | 3, 372 | 3, 657 |
| 25 | 1, 822 | 2, 354 | 2, 684 | 3, 103 | 3, 386 | 3, 677 |
| 26 | 1, 839 | 2, 369 | 2, 702 | 3, 124 | 3, 405 | 3, 696 |
| 27 | 1, 855 | 2, 383 | 2, 719 | 3, 144 | 3, 424 | 3, 716 |
| 28 | 1, 872 | 2, 395 | 2, 736 | 3, 164 | 3, 443 | 3, 736 |
| 29 | 1, 887 | 2, 407 | 2, 753 | 3, 181 | 3, 459 | 3, 751 |
| 30 | 1, 904 | 2, 419 | 2, 770 | 3, 201 | 3, 478 | 3, 769 |
| 31 | 1, 922 | 2, 429 | 2, 788 | 3, 222 | 3, 497 | 3, 787 |
| 32 | 1, 939 | 2, 441 | 2, 803 | 3, 243 | 3, 515 | 3, 803 |
| 33 | 1, 955 | 2, 454 | 2, 818 | 3, 255 | 3, 534 | 3, 821 |
| 34 | 1, 969 | 2, 464 | 2, 837 | 3, 275 | 3, 552 | 3, 835 |
| 35 | 1, 984 | 2, 476 | 2, 855 | 3, 294 | 3, 570 | 3, 850 |
| 36 | 1, 999 | 2, 489 | 2, 874 | 3, 315 | 3, 587 | 3, 866 |
| 37 | 2, 012 | 2, 498 | 2, 890 | 3, 334 | 3, 601 | 3, 880 |
| 38 | 2, 025 | 2, 511 | 2, 907 | 3, 353 | 3, 614 | 3, 892 |

|    |       |       |       |       |       |       |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 39 | 2,037 | 2,523 | 2,925 | 3,373 | 3,628 | 3,904 |
| 40 | 2,050 | 2,536 | 2,943 | 3,392 | 3,642 | 3,915 |
| 41 | 2,063 | 2,550 | 2,958 | 3,411 | 3,655 | 3,926 |
| 42 | 2,076 | 2,564 | 2,975 | 3,430 | 3,664 | 3,938 |
| 43 | 2,089 | 2,576 | 2,990 | 3,448 | 3,675 | 3,950 |
| 44 | 2,102 | 2,588 | 3,006 | 3,467 | 3,686 | 3,961 |
| 45 | 2,113 | 2,600 | 3,022 | 3,482 | 3,694 | 3,968 |
| 46 | 2,126 | 2,612 | 3,039 | 3,496 | 3,703 | 3,975 |
| 47 | 2,139 | 2,625 | 3,055 | 3,511 | 3,712 | 3,982 |
| 48 | 2,152 | 2,636 | 3,072 | 3,526 | 3,721 | 3,989 |
| 49 | 2,163 | 2,647 | 3,081 | 3,542 | 3,730 | 3,995 |
| 50 | 2,174 | 2,658 | 3,096 | 3,550 | 3,738 | 4,001 |
| 51 | 2,184 | 2,671 | 3,111 | 3,562 | 3,746 | 4,006 |
| 52 | 2,195 | 2,684 | 3,127 | 3,572 | 3,754 | 4,010 |
| 53 | 2,206 | 2,694 | 3,143 | 3,581 | 3,761 | 4,014 |
| 54 | 2,216 | 2,705 | 3,159 | 3,592 | 3,768 | 4,017 |
| 55 | 2,225 | 2,718 | 3,175 | 3,601 | 3,775 | 4,020 |
| 56 | 2,235 | 2,731 | 3,190 | 3,612 | 3,782 | 4,023 |
| 57 | 2,238 | 2,740 | 3,205 | 3,621 | 3,787 | 4,026 |
| 58 | 2,246 | 2,750 | 3,217 | 3,628 | 3,793 | 4,029 |
| 59 | 2,254 | 2,759 | 3,229 | 3,635 | 3,799 | 4,032 |
| 60 | 2,261 | 2,770 | 3,241 | 3,642 | 3,806 | 4,035 |
| 61 | 2,268 | 2,781 | 3,248 | 3,646 | 3,810 | 4,038 |
| 62 | 2,278 | 2,791 | 3,257 | 3,652 | 3,817 | 4,041 |
| 63 | 2,286 | 2,800 | 3,265 | 3,659 | 3,823 | 4,044 |
| 64 | 2,294 | 2,810 | 3,273 | 3,666 | 3,829 | 4,047 |
| 65 | 2,301 | 2,815 | 3,282 | 3,669 | 3,833 | 4,050 |

|    |       |       |       |       |       |       |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 66 | 2,308 | 2,824 | 3,286 | 3,676 | 3,839 | 4,053 |
| 67 | 2,317 | 2,831 | 3,293 | 3,683 | 3,845 | 4,056 |
| 68 | 2,327 | 2,840 | 3,301 | 3,690 | 3,851 | 4,059 |
| 69 | 2,334 | 2,850 | 3,309 | 3,693 | 3,855 | 4,061 |
| 70 | 2,340 | 2,858 | 3,316 | 3,699 | 3,860 | 4,064 |
| 71 | 2,345 | 2,866 | 3,323 | 3,706 | 3,865 | 4,067 |
| 72 | 2,352 | 2,874 | 3,330 | 3,712 | 3,871 | 4,070 |
| 73 | 2,360 | 2,882 | 3,335 | 3,715 | 3,874 | 4,072 |
| 74 | 2,366 | 2,887 | 3,341 | 3,721 | 3,878 | 4,075 |
| 75 | 2,372 | 2,891 | 3,346 | 3,728 | 3,882 | 4,078 |
| 76 | 2,377 | 2,896 | 3,352 | 3,734 | 3,886 | 4,080 |
| 77 | 2,384 | 2,898 | 3,355 | 3,738 | 3,889 | 4,082 |
| 78 | 2,391 | 2,901 | 3,360 | 3,743 | 3,892 | 4,085 |
| 79 | 2,398 | 2,903 | 3,364 | 3,749 | 3,895 | 4,088 |
| 80 | 2,403 | 2,907 | 3,369 | 3,754 | 3,898 | 4,090 |
| 81 | 2,408 | 2,909 | 3,373 | 3,759 | 3,900 | 4,092 |
| 82 | 2,415 | 2,911 | 3,378 | 3,765 | 3,903 | 4,095 |
| 83 | 2,422 | 2,915 | 3,383 | 3,770 | 3,906 | 4,098 |
| 84 | 2,429 | 2,918 | 3,388 | 3,773 | 3,908 | 4,100 |
| 85 | 2,435 | 2,921 | 3,391 | 3,777 | 3,910 | 4,102 |
| 86 | 2,442 | 2,924 | 3,395 | 3,782 | 3,913 |       |
| 87 | 2,449 | 2,927 | 3,400 | 3,786 | 3,916 |       |
| 88 | 2,456 | 2,931 | 3,404 | 3,790 | 3,918 |       |
| 89 | 2,461 | 2,934 | 3,407 | 3,794 | 3,920 |       |
| 90 | 2,466 | 2,938 | 3,411 | 3,799 | 3,923 |       |
| 91 | 2,469 | 2,941 | 3,416 | 3,803 | 3,926 |       |
| 92 | 2,473 | 2,945 | 3,420 | 3,807 | 3,928 |       |

|     |        |        |        |        |        |  |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 93  | 2, 476 | 2, 947 | 3, 422 | 3, 810 | 3, 930 |  |
| 94  |        | 2, 949 | 3, 426 |        |        |  |
| 95  |        | 2, 952 | 3, 431 |        |        |  |
| 96  |        | 2, 956 | 3, 435 |        |        |  |
| 97  |        | 2, 958 | 3, 437 |        |        |  |
| 98  |        | 2, 961 | 3, 441 |        |        |  |
| 99  |        | 2, 965 | 3, 445 |        |        |  |
| 100 |        | 2, 969 | 3, 448 |        |        |  |
| 101 |        | 2, 971 | 3, 451 |        |        |  |
| 102 |        | 2, 974 | 3, 455 |        |        |  |
| 103 |        | 2, 978 | 3, 459 |        |        |  |
| 104 |        | 2, 981 | 3, 463 |        |        |  |
| 105 |        | 2, 983 | 3, 468 |        |        |  |
| 106 |        | 2, 986 | 3, 472 |        |        |  |
| 107 |        | 2, 990 | 3, 476 |        |        |  |
| 108 |        | 2, 993 | 3, 480 |        |        |  |
| 109 |        | 2, 995 | 3, 485 |        |        |  |
| 110 |        | 2, 999 | 3, 489 |        |        |  |
| 111 |        | 3, 003 | 3, 492 |        |        |  |
| 112 |        | 3, 006 | 3, 495 |        |        |  |
| 113 |        | 3, 008 | 3, 500 |        |        |  |
| 114 |        | 3, 010 |        |        |        |  |
| 115 |        | 3, 013 |        |        |        |  |
| 116 |        | 3, 017 |        |        |        |  |
| 117 |        | 3, 019 |        |        |        |  |
| 118 |        | 3, 021 |        |        |        |  |
| 119 |        | 3, 024 |        |        |        |  |

|           |     |       |       |       |       |       |       |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           | 120 |       | 3,027 |       |       |       |       |
|           | 121 |       | 3,031 |       |       |       |       |
|           | 122 |       | 3,033 |       |       |       |       |
|           | 123 |       | 3,036 |       |       |       |       |
|           | 124 |       | 3,039 |       |       |       |       |
|           | 125 |       | 3,042 |       |       |       |       |
| 再任用<br>職員 |     | 1,877 | 2,152 | 2,552 | 2,746 | 2,897 | 3,151 |

別表第3（第2条関係）

医療職給料表

| 職員の<br>区分              | 職務<br>の級<br>号給 | 1級    | 2級    | 3級    | 4級    |
|------------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|
|                        |                | 給料月額  | 給料月額  | 給料月額  | 給料月額  |
| 再任用<br>職員以<br>外の職<br>員 |                | 百円    | 百円    | 百円    | 百円    |
|                        | 1              | 2,498 | 3,350 | 3,990 | 4,717 |
|                        | 2              | 2,523 | 3,380 | 4,019 | 4,740 |
|                        | 3              | 2,548 | 3,409 | 4,045 | 4,762 |
|                        | 4              | 2,573 | 3,438 | 4,072 | 4,785 |
|                        | 5              | 2,595 | 3,465 | 4,098 | 4,807 |
|                        | 6              | 2,633 | 3,497 | 4,122 | 4,829 |
|                        | 7              | 2,671 | 3,528 | 4,149 | 4,851 |
|                        | 8              | 2,709 | 3,559 | 4,173 | 4,873 |
|                        | 9              | 2,745 | 3,587 | 4,195 | 4,893 |
|                        | 10             | 2,785 | 3,614 | 4,222 | 4,914 |
|                        | 11             | 2,825 | 3,645 | 4,248 | 4,935 |
|                        | 12             | 2,865 | 3,677 | 4,275 | 4,956 |
|                        | 13             | 2,903 | 3,706 | 4,299 | 4,977 |

|    |       |       |       |       |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 14 | 2,943 | 3,741 | 4,324 | 4,998 |
| 15 | 2,982 | 3,771 | 4,348 | 5,019 |
| 16 | 3,021 | 3,807 | 4,373 | 5,040 |
| 17 | 3,058 | 3,843 | 4,393 | 5,061 |
| 18 | 3,094 | 3,870 | 4,417 | 5,081 |
| 19 | 3,129 | 3,895 | 4,440 | 5,101 |
| 20 | 3,165 | 3,921 | 4,464 | 5,121 |
| 21 | 3,201 | 3,949 | 4,479 | 5,139 |
| 22 | 3,238 | 3,972 | 4,503 | 5,157 |
| 23 | 3,273 | 3,997 | 4,526 | 5,176 |
| 24 | 3,306 | 4,018 | 4,549 | 5,195 |
| 25 | 3,341 | 4,038 | 4,569 | 5,212 |
| 26 | 3,368 | 4,061 | 4,592 | 5,230 |
| 27 | 3,394 | 4,083 | 4,614 | 5,248 |
| 28 | 3,420 | 4,106 | 4,637 | 5,266 |
| 29 | 3,448 | 4,129 | 4,658 | 5,282 |
| 30 | 3,467 | 4,150 | 4,681 | 5,300 |
| 31 | 3,489 | 4,170 | 4,704 | 5,318 |
| 32 | 3,513 | 4,191 | 4,726 | 5,336 |
| 33 | 3,535 | 4,210 | 4,746 | 5,352 |
| 34 | 3,558 | 4,228 | 4,767 | 5,370 |
| 35 | 3,579 | 4,246 | 4,788 | 5,387 |
| 36 | 3,602 | 4,266 | 4,809 | 5,405 |
| 37 | 3,624 | 4,285 | 4,830 | 5,421 |
| 38 | 3,648 | 4,305 | 4,848 | 5,437 |
| 39 | 3,670 | 4,324 | 4,866 | 5,451 |
| 40 | 3,690 | 4,344 | 4,884 | 5,467 |

|    |        |        |        |        |
|----|--------|--------|--------|--------|
| 41 | 3, 713 | 4, 362 | 4, 901 | 5, 482 |
| 42 | 3, 725 | 4, 380 | 4, 919 | 5, 496 |
| 43 | 3, 739 | 4, 397 | 4, 937 | 5, 510 |
| 44 | 3, 750 | 4, 415 | 4, 955 | 5, 523 |
| 45 | 3, 762 | 4, 433 | 4, 971 | 5, 535 |
| 46 | 3, 776 | 4, 451 | 4, 988 | 5, 545 |
| 47 | 3, 791 | 4, 469 | 5, 006 | 5, 555 |
| 48 | 3, 806 | 4, 486 | 5, 024 | 5, 565 |
| 49 | 3, 817 | 4, 504 | 5, 040 | 5, 575 |
| 50 | 3, 827 | 4, 521 | 5, 053 | 5, 584 |
| 51 | 3, 837 | 4, 539 | 5, 066 | 5, 593 |
| 52 | 3, 845 | 4, 557 | 5, 079 | 5, 602 |
| 53 | 3, 854 | 4, 576 | 5, 089 | 5, 610 |
| 54 | 3, 863 | 4, 588 | 5, 102 | 5, 619 |
| 55 | 3, 870 | 4, 600 | 5, 115 | 5, 628 |
| 56 | 3, 879 | 4, 612 | 5, 128 | 5, 637 |
| 57 | 3, 886 | 4, 624 | 5, 138 | 5, 646 |
| 58 | 3, 895 | 4, 634 | 5, 146 | 5, 655 |
| 59 | 3, 903 | 4, 644 | 5, 154 | 5, 664 |
| 60 | 3, 911 | 4, 654 | 5, 162 | 5, 671 |
| 61 | 3, 916 | 4, 662 | 5, 171 | 5, 680 |
| 62 | 3, 921 | 4, 669 | 5, 179 | 5, 689 |
| 63 | 3, 925 | 4, 676 | 5, 188 | 5, 698 |
| 64 | 3, 930 | 4, 683 | 5, 196 | 5, 707 |
| 65 | 3, 933 | 4, 690 | 5, 205 | 5, 716 |
| 66 |        | 4, 697 | 5, 214 |        |
| 67 |        | 4, 704 | 5, 221 |        |

|    |  |        |        |  |
|----|--|--------|--------|--|
| 68 |  | 4, 710 | 5, 230 |  |
| 69 |  | 4, 713 | 5, 239 |  |
| 70 |  | 4, 720 | 5, 247 |  |
| 71 |  | 4, 727 | 5, 256 |  |
| 72 |  | 4, 734 | 5, 265 |  |
| 73 |  | 4, 738 | 5, 273 |  |
| 74 |  | 4, 744 | 5, 282 |  |
| 75 |  | 4, 751 | 5, 291 |  |
| 76 |  | 4, 758 | 5, 298 |  |
| 77 |  | 4, 762 | 5, 306 |  |
| 78 |  | 4, 768 | 5, 315 |  |
| 79 |  | 4, 774 | 5, 324 |  |
| 80 |  | 4, 779 | 5, 333 |  |
| 81 |  | 4, 785 | 5, 341 |  |
| 82 |  | 4, 790 | 5, 350 |  |
| 83 |  | 4, 795 | 5, 359 |  |
| 84 |  | 4, 800 | 5, 368 |  |
| 85 |  | 4, 804 | 5, 376 |  |
| 86 |  | 4, 810 | 5, 385 |  |
| 87 |  | 4, 814 | 5, 394 |  |
| 88 |  | 4, 819 | 5, 403 |  |
| 89 |  | 4, 824 | 5, 411 |  |
| 90 |  | 4, 830 |        |  |
| 91 |  | 4, 836 |        |  |
| 92 |  | 4, 840 |        |  |
| 93 |  | 4, 845 |        |  |
| 94 |  | 4, 851 |        |  |



|           |    |       |       |       |       |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|
|           | 95 |       | 4,857 |       |       |
|           | 96 |       | 4,863 |       |       |
|           | 97 |       | 4,868 |       |       |
| 再任用<br>職員 |    | 2,962 | 3,386 | 3,930 | 4,660 |

第2条 鳥羽市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第28条の2第1項各号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第44条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5」を「100分の95」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に改め、12月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）を「100分の115」に改める。

第48条中「臨時又は常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「臨時的任用職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員の給与は、別に条例で定める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（鳥羽市職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表第2及び別表第3の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成31年4月1日から適用し、第1条の規定（給与条例第44条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和元年

12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第3条 第2条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の給与条例第28条の2の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第28条の2の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において、「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第28条の2第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第28条の2第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第60号

鳥羽市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

鳥羽市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月 3日 提出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、字句の整理その他所要の改正をしたく、本提案とするものである。

## 鳥羽市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

鳥羽市固定資産評価審査委員会条例（昭和31年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

第10条第2号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に、「使用して行う方法」を「使用する方法」に改める。

### 附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条本文に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 6 1 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 3 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の支払猶予及び償還免除等について所要の改正をしたく、本提案とするものである。

## 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第8号

専決処分した事件の報告について

(令和元年度鳥羽市一般会計補正予算(第8号))

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月 3日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎